

フラワータウンフェスタ 2025 キッチンカーマネジメント事業者 公募に関する募集要項

1. 件名

フラワータウンフェスタ 2025 キッチンカーマネジメント事業者公募

2. 目的

「フラワータウンフェスタ 2025」は、フラワータウンの賑わいと新たな魅力創出を目的に、民間事業者、地域住民、行政等関係機関が協力しながら持続可能なまちの構築を目指すもので、今年で3回目の開催となります。

この公募では公共施設等を利活用したフラワータウン地区の新たな魅力創出の取り組みにご理解をいただき、飲食物を提供するキッチンカー出店事業全般に関する知識や経験、事業運営スキルを有するキッチンカーマネジメント事業者(以下、「マネジメント事業者」という。)を募集するものです。

3. 対象者

- (1)複数のキッチンカーの出店管理を行う法人または個人事業主とします。
- (2)キッチンカー出店にかかる日程調整、許認可や関連法令遵守、売上管理、情報発信、管理監督など本イベントにかかるトータルマネジメントが可能な事業者とします。
- (3)キッチンカーの運営事業について、三田市内での実績がある者とします。
- (4)キッチンカーの運営事業を日常的に営業している者とします。(※イベント等の一時的な利用は含みません)
- (5)三田市暴力団排除条例に抵触しない者とします。

4. 応募条件

- (1)本イベントの主旨・目的を十分に理解していること。
- (2)対象者は、飲食物を提供するキッチンカー出店事業全般に関する知識や経験、事業運営スキルを有するキッチンカーマネジメント事業者であること。

(3)キッチンカーの出店台数として最大 6 台を確保することができること。また、販売品目の重複を避け、主食系・スイーツ系・ドリンク系など多様なジャンルによるバリエーション豊かなメニュー構成を実現できること。

(4)出店者するキッチンカー(以下、「出店者」という。)は、三田産の食材を使用した販売品目を最低 1 品目以上提供できること。

(5)出店者を選定する上で、キッチンカーの活動中心エリアは、三田市内外を問わず選定可能とする。

(6)出店するキッチンカーは、兵庫県内で営業許可を取得しており、販売品目は保健所の許可を得た飲食物(調理営業・販売業)に限ること。※アルコール類の販売は可能とする。

(7)出店者の選定にあたっては、事前に本イベントの来場者ニーズを調査のうえ、主催者担当者と協議し、販売品目を決定すること。

(8)出店者は PL 保険等に参加し、万が一発生した損害については、マネジメント事業者がすべての賠償責任を負うこと。なお、主催者は、出店に伴う施設の破損や歩行者等の第三者への損害に関して一切の責任を負わない。

(9)出店に関連して、出店者同士や第三者との間でトラブルが生じた場合は、マネジメント事業者が自らの責任と費用で解決することとし、主催者は一切関与しない。

(10)荒天や主催者の判断等によりイベントが中止となった場合でも、補償は行わないことに同意すること。

(11)本募集要項に定める事項のほか、関係法令等を遵守すること。なお、虚偽申請や条件違反があった場合は、主催者は出店許可を取消すことがある。

(12)本イベントの PR 活動(ポスター掲示、SNS 発信など)や、来場者アンケートの実施等に積極的に協力すること。

(13)マネジメント事業者は、出店者が法令等を遵守していることを確認し、それら書類については確認後、まとめて主催者に提出すること。なお、その期限は主催者と協議のうえ決めるものとする。

(14)その他不明点については、主催者の担当者と協議のうえ対応すること。

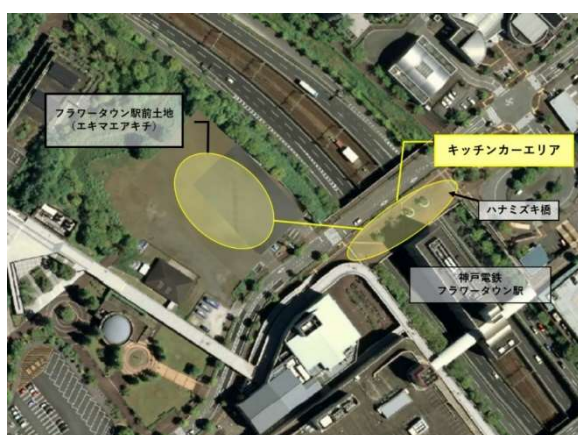
5. イベント実施日時

2025年11月3日(祝・月)10時から16時までとします。

なお、当日は出店場所の前面道路が9時から17時まで車両通行止めとなります。出店場所への入場(搬入)は車両通行止めになる前に行い、退場は16時30分以降に主催者の指示に従って行うようにしてください。

6. イベント実施場所

神戸電鉄フラワータウン駅前のハナミズキ橋上、および、神戸電鉄フラワータウン駅前土地(エキマエアキチ)内



7. 募集数

マネジメント事業者数:1(キッチンカー出店台数:6台を出店可能であること)

8. 出店料

キッチンカー出店者(6台)の売上合計金額の10%にあたる金額(100円未満切り捨て)

(1) イベント終了後、11月7日(金)までに、主催者の担当者に売上実績報告を行い、主催者指定の口座に入金すること。

(2) 振込にかかる手数料はマネジメント事業者が負担するものとする。

(3) キッチンカー営業に必要な電気は、主催者が用意する電源を使用すること。※電気代は出店料に含むものとする。

(4) 発電機の使用は原則使用不可とする。

9. 応募期間

応募期間:令和 7 年 6 月 12 日(木曜日)~令和 7 年 6 月 30 日(月曜日)17 時まで

10. 事業者選定

(1) 審査方法

- ・フラワータウンセンター地区活性化推進実行委員会にて審査を行います。
- ・審査は、企画提案書等の内容を採点し、合計点数により順位を決定します。

(2) 選考結果:募集期間終了後、2 週間以内にご連絡いたします。

(3) 審査項目

審査項目	番	評価の視点	配点
事業実施体制	①	本イベント実施にあたり、事業者の管理運営方法や緊急時の対応など、円滑に遂行できる体制であるか。	5 点
	②	適正な衛生管理を行う工夫があるか。また、リスクマネジメント(賠償保険等への加入等)に配慮しているか。	5 点
提案内容	③	本イベントの主旨、目的を十分に理解しているか。	5 点
	④	販売品目など SNS 等を活用した積極的な情報発信ができる体制であるか。	10 点
	⑤	アンケートや聞き取り、業務データ等により、地域住民や出店者の意向を効果的に調査分析して、業務に反映できる柔軟な対応は可能か。	10 点
	⑥	フラワータウンの賑わいと新たな魅力創出や持続可能なまちの構築につながる独自の取り組みはあるか。	15 点
	⑦	三田産の食材等の種類、量の規模はどのくらいあるか。	10 点
	⑧	販売品目は、多様なジャンルによるバリエーション豊かなメニュー構成を実現できているか。	10 点
	⑨	三田市及びフラワータウンへの貢献度	15 点
	⑩	三田市内での実績(イベント開催等の回数、規模等)	15 点

合計		100 点
----	--	----------

11.応募書に必要な書類

企画提案書(フラワータウンへの貢献度がポイントとなります)

※企画提案書は募集ページ(三田市ホームページ内)からダウンロードしてください。

12.その他応募に必要な書類(キッチンカー出店者 6 台分)

(1)飲食店等営業許可証の写し(県内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの)

(2)自動車検査証の写し

(3)PL 保険証(生産物賠償責任保険)の写し

(4)三田市暴力団排除に関する誓約書

※パソコン入力不可。代表者本人が手書き記入し、PDF スキャンしたものを添付してください。

※事業者決定後、原本の提出が必要です。

※誓約書は募集ページ(三田市ホームページ内)からダウンロードしてください。

13.応募方法

※下記応募フォームに従って必要事項を入力してください。

QR コード添付



14.応募者の失格

(1)提出書類等において虚偽の記載があったとき。

(2)提出期限までに応募書類の提出がないとき。

(3)三田市暴力団排除条例に抵触していることが判明したとき。

15.留意事項

(1)キッチンカー営業のための電気を使用する際、延長コード等を敷設する場合は、養生テープで固定するなど、歩行者等の通行支障とならないようにすること。

(2)出店場所への入退場の際、出店場所の一部は、三田市道の歩道部になります。歩行者等の通行を妨げたり、危害を加えたりすることのないよう入退場を行うこと。なお、車道部からの入退場口にはバリカー等が設置されているため、入退場は主催者が指定した時間に行うこととし、入退場時に車道部にキッチンカーを駐停車しないこと。

(3)今回のキッチンカー出店は社会実験として実施することから、今後のキッチンカー誘致等の効果検証を行うため、主催者が実施するアンケート調査等に協力すること。

(4)マネジメント事業のキャンセルについて

①自己都合による場合

天候等の事由に関わらず、自己都合により当マネジメント事業をキャンセルする場合は、キャンセル料として、主催者が想定する売上合計見込み額 60 万円(10 万円×6 台)の 10%として 6 万円を主催者が指定する口座に振り込むこと。なお、振込手数料はマネジメント事業者の負担とする。

②主催者の判断による場合

出店前日午後 5 時の時点で、出店時間帯(10 時から 16 時)の三田市における降水確率が概ね 60%以上であることを基準とし、主催者が出店の中止を判断する。この場合は、出店前日の 18 時までにはマネジメント事業者に通知する。主催者判断により中止になった場合でも、主催者は仕入れに要した費用等の補償しないことを了承すること。

なお、いずれの場合も、マネジメント事業者及び出店者の SNS 等でも、出店を取りやめたことを周知すること。

(5)出店位置については主催者において決定する。

(6)出店場所周辺には、鉄道敷及び幹線道路があるため、物品、ごみ等の飛散には注意すること。また、タープやパラソルなど風の影響を受けやすい物の設置は禁止する。

(7)メニューボード等、商品の案内をする備品やテーブル・ベンチ等を設置する場合は、キッチンカー営業ブース(W2.5m×L5m)の範囲内に設置すること。

(8)出店者においてごみ箱を設置し、出されたごみは持ち帰ること。また、退場時には出店場所の周辺を清掃すること。

(9)マネジメント事業者及び出店者は、出店場所でキッチンカー営業をする範囲において、主催者の指示に従うこと。

16.主催者:フラワータウンセンター地区活性化推進実行委員会

17.問い合わせ先

フラワータウンセンター地区活性化推進実行委員会

キッチンカーマネジメント事業者公募 担当

株式会社北摂コミュニティ開発センター 担当者 孝岡

住所:三田市弥生が丘1丁目2番地1

電話番号:079-563-1951 e-mail:k-takaoka@coms-sanda.co.jp